○厚生労働省令第七十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関

する法律 (平成六年法律第三十号) 第七条の規定に基づき、 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並 一びに永住

帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のよ

うに定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援

に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関

する法律施行規則 (平成六年厚生省令第六十三号)の一 部を次の表のように改正する。

(自立支度金の額)	改正前	

後

改

正

本中中条 玉 自 残 留 留 立 邦 邦 支 人等 人等 度 金 ず及びその でなるの でなるの でなるの .て十八歳未満であるものにあっては親族等のうち、当該中国残留邦人等親族等一人につき十七万四千円(当次に掲げる額の合計額とする。

第

支度

金

 \mathcal{O}

本中一 人に 邦国に残 邦 残 12 につき八万. 上留陸邦 上 陸 -又は口のいずれかに該当するときは、(歳未満であるもの一人につき〇・五をした日において十八歳以上であるもの人)、人等及びその親族等のうち、当該中国 L た日に 七千 円 お 1 当該イ又は当該イ又は

二掲げ 五. る 以 上三・五以下 +Ė 万三千百 円 万六千 Ŧī. 百 Ŧī.

十 円 値にが

11

が、い

次て

の 十

イ人

口

人及び額 で 日におい で その親族 は、次に 搖 け る額 の合計 とす

ては、 人 等 が ぎ ま 、人等及びその親 、人権及びその親 ・上陸した 1千三百 円 .て十八歳未満であるものにあっ親族等のうち、当該中国残留邦祭 一人につき十六万八千六百円

 イ
 二以下
 十字

 イ
 二以下
 十字

 イ
 二以下
 十字

八歳未満で. は は口のいずれかに該当するときは、⇒未満であるもの一人につき○・五をおた日において十八歳以上であるものの等及びその親族等のうち、当該中国は をの国 当加の残 言該イスの数に同くない。

はた日等

六万七千七 百 円

二 五 以 上三・五以 下 万三千 百五 十円

傍線 部 分は 改 É 一部分)

附則

ļ

(施行期日)

(経過措置)

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

前の例による。

2

令和六年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従